

草津市公報

発行日 令和4年3月15日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 5 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 条 例

草津市議会委員会条例の一部を改正する条例（議会事務局）……………2

◎ 規 則

草津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築課）……………2

草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（経営戦略課）……………3

◎ 告 示

草津市議会定例会の招集について（総務課）……………5

草津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第3条第1項第5号の規定に基づく自然災害による被害の発生防止または軽減への配慮の基準について（建築課）……………5

草津市地域における小学校就学前の子どもを対象にした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱（幼児課）…5

令和3年度草津市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）支給事務実施要綱（子ども家庭課）……………18

道路の区域変更について（土木管理課）……………23

道路の供用開始について（土木管理課）……………23

公示送達について（納税課）……………23

指定納付受託者の指定について（経営戦略課）……………25

公金の収納事務の委託について（経営戦略課）……………25

公示送達について（介護保険課）……………25

生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）……………26

◎ 公 告

農用地利用集積計画について（農林水産課）……………26

◎ 議 会 規 則

草津市議会会議規則の一部を改正する規則（議会事務局）……………26

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）……………27

◎ 選挙管理委員会告示

50分の1、6分の1および3分の1の数について……………27

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について.....27

◎ 上下水道事業告示

草津市給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）28
草津市給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）28
草津市給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）28
草津市指定下水道工事店の指定について（上下水道総務課）29
草津市指定下水道工事店の指定について（上下水道総務課）29

条 例

草津市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年2月25日

草津市長 橋 川 涉

草津市条例第1号

草津市議会委員会条例の一部を改正する条例

草津市議会委員会条例（平成9年草津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（会議の開催方法の特例）

第15条の2 委員長は、災害の発生等、やむを得ない理由により委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を活用した会議を開くことができる。

2 前項の場合において、委員は、オンライン会議システムにより会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

第16条に次の1項を加える。

2 前条第2項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前項、次条第1項および第30条第1項の出席委員とする。

第20条第1項に次のただし書を加える。

ただし、オンライン会議システムを活用した会議は、秘密会とすることができない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年2月25日揭示済み）

規 則

草津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月20日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第1号

草津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

草津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年草津市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（長期優良住宅建築等計画の認定申請）」に改め、同条第1項第1号を削り、同項第2号中「住宅品質確保法第44条第3項」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第44条第3項」に改め、「以下同じ。）（」を削り、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 法第6条第1項第4号に掲げる基準として市長が別に定めるものに適合している旨を証する書面または適合していることの確認に必要な図書
第3条の次に次の1条を加える。

（容積率の特例申請）

第3条の2 省令第18条第1項に規定する所管行政庁が規則で定める図書は、草津市建築基準法等施行細則（平成3年草津市規則第22号）第13条第1項に掲げる図書とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる図書のほか、必要な図書の提出を求めることができる。

第4条各号列記以外の部分中「同条第1項の表」を「同条第1項の表1」に改め、同条第1号を削り、同条第2号中「住宅性能評価」の右に「（住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が行う同項に規定する住宅性能評価をいう。以下同じ。）」を加え、同号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とする。

第5条の2中「第3項」を「第5項」に、「法第8条第1項および法第9条第1項」を「法第8条第1項、法第9条第1項もしくは第3項」に、「ならびに」を「または」に改める。

第7条中「および」を「または」に改める。

別記様式第2号の2中「第3項」を「第5項」に、「もしくは法第9条第1項」を「または法第9条第1項もしくは第3項」に改める。

別記様式第4号中「建築および維持保全」を「建築または維持保全」に改める。

別記様式第5号中

「

備考						
----	--	--	--	--	--	--

」を

「

自然災害による被害の発生の防止または軽減への配慮						
備考						

」に

改める。

付 則

(施行期日)

- この規則は、令和4年2月20日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- この規則の施行の際現にある改正前の草津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和4年2月20日揭示済み)

草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

令和4年3月1日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第2号

草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

(目的)

第1条 草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和2年草津市条例第33号。以下「条例」という。)の施行については、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 市長等 市長もしくは市長に置かれる機関また

はこれらの機関の職員であつて法令および条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

- 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- 電子証明書 申請等を行う者または市長等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(適用範囲)

第3条 この規則は、市長等が別に定める手続等について適用する。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、市長等の定めるところにより、市長等が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項または当該申請等を書面等により行うときに記載すべきとされている事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から送信し、および市長等が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、送信し、および市長等が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(市長等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。)であつて、次の各号のいずれかに該当する者と併せてこれを送信しなければならない。ただし、市長等が指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

- 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書
- 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省、法務省、経済産業省令第2号)第4条第1号に規定する電子証明書をいう。)
- 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の

2 第1項および第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が定める電子証明書

3 第1項の規定により申請等を行う者は、市長等の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から送信し、および市長等が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、または当該書面等を提出しなければならない。

4 市長等は、前項の規定により書面等に記載すべき事項が申請等を行う者の使用に係る電子計算機から送信され、および市長等が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録されたときは、当該記録事項の確認のために必要な限度において当該書面等の提出を求めることができる。

5 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本または写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第1項の規定により申請が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

6 市長等は、第1項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに他の条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等について、市長等の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第5条 市長等は、電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行うときは、当該処分通知等を受ける者があらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを求めたときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 市長等は、前項に規定する場合のほか、処分通知等を受ける者があらかじめ電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを求めた場合は、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 市長等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきとされている事項を、市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない

い。

4 前項の規定により処分通知等を受ける者が、当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となったときから24時間以内に記録しない場合その他市長等が必要と認める場合は、市長等は、書面により当該処分通知等を行うことができる。

（電磁的記録による縦覧等）

第6条 市長等は、条例第5条第1項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項または当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、市長等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法または電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第7条 市長等は、条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（氏名または名称を明らかにする措置）

第8条 条例第3条第4項に規定する氏名または名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名（当該電子署名に係る電子証明書（市長等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であって第4条第2項各号のいずれかに該当するものが併せて送信される場合に限る。）および同項ただし書に規定する措置とする。

2 条例第4条第4項および条例第6条第3項に規定する氏名または名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。

（その他の手続等への準用）

第9条 市長等の所管に係る申請、処分通知、縦覧、作成その他の手続（条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを除く。）に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により行う場合においては、条例およびこの規則の規定の例によるものとする。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、市長等が所管する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和4年3月1日から施行する。

(令和4年3月1日揭示済み)

告 示

草津市告示第38号

草津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月18日

草津市長 橋 川 涉

1 期 日 令和4年2月25日

2 場 所 草津市議会議場

(令和4年2月18日揭示済み)

草津市告示第39号

草津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年草津市規則第35号）第3条第1項第5号の規定に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生の防止または軽減への配慮の基準を次のように定め、令和4年2月20日から適用する。

令和4年2月20日

草津市長 橋 川 涉

認定対象建築物（認定対象住戸（一戸建ての住宅または共同住宅等に含まれる一の住戸であって長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定の対象となるものをいう。）を含む建築物をいう。）の

位置が次に掲げるいずれの区域内にも存しないこと。ただし、長期にわたり良好な状態で使用するために必要な措置が講じられていると市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域
- (2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
- (5) 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項に規定する浸水被害防止区域

(令和4年2月20日揭示済み)

草津市告示第40号

草津市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和4年2月21日

草津市長 橋 川 涉

草津市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第1項第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児に係る利用料に関する支援（以下「給付金」という。）を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象施設等 満3歳以上の小学校就学前の在園する全ての幼児を対象として提供している標準的な開所時間が、おおむね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上である施設等のうち市長が別表第1に定める基準を満たすもので、次に掲げる施設等ではないもの

ア 法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設
イ 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設

ウ 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者

エ 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付を受給している満3歳以上の小学校就学前の幼児の数が、当該施設等を利用する満3歳以上の小学校就学前の幼児の数のおおむね半数を超えない施設等を除く。）

(2) 利用料 対象施設等に在籍する全ての幼児に対して提供する集団活動に対して、対象施設等が保護者から徴収する利用料であって、入園料、施設整備費、延長保育または預かり保育の利用料、実費徴収費（食材費、通園費など対象施設等において提供される便宜に要する費用）の類ではないもの

(3) 対象幼児 本市の住民のうち、対象施設等をおおむね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用し、当該利用日の属する月の初日に在籍している者であって、次のいずれにも該当しない満3歳以上の小学校就学前の幼児

ア 法第11条に規定する子どものための教育・保育給付を受けている者

イ 子育てのための施設等利用給付を受けている者

ウ 法第59条の2に規定する企業主導型保育事業を利用している者

(4) 集団指導 本市が対象施設等の事業者を一定の場所に集めて、講習等の方法により指導を行うこと。

（基準適合審査の申請）

第3条 本事業の対象施設等として市長の決定を受けようとする施設等の事業者は、草津市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書

（別記様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（対象施設等の決定）

第4条 市長は、前条に規定する対象施設等基準適合審査申請書の提出があったときは、その内容を審査し、対象施設等として決定をしたときは草津市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等決定通知書

（別記様式第2号）により、申請を却下したときは草津市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業基準適合審査申請却下通知書（別記様式第3号）により、申請を行った事業者に通知するものとする。

（対象施設等の決定の取消し）

第5条 市長は、対象施設等が偽りその他不正な手段により前条に規定する対象施設等の決定を受けたと認めるときは、対象施設等の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項に定める場合のほか、前条の規定により決定を受けた施設が、第2条第1号の要件を満たさなくなり、要件を満たすことができる改善の見通しがないと認めるときは、対象施設等の決定を取り消すことができる。

3 市長は、前2項に定める場合のほか、前条の規定により決定を受けた施設から決定の辞退の申し出があったときには、対象施設等の決定を取り消すことができる。

（対象費用）

第6条 給付金の対象となる費用は、対象幼児の保護者が対象施設等に支払う利用料とする。

（給付基準額）

第7条 対象幼児1人当たりの給付基準額は、1月につき、2万円とする。ただし、本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前、過去3か年の平均月額利用料（10円未満の端数がある場合は切り捨て）が2万円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料とする。

（給付金の額）

第8条 給付金の額は、対象幼児の保護者が現に対象施設等に支払った月額の利用料と月額の給付基準額のいずれか少ない額とする。

（給付金の支給申請等および申請期限）

第9条 給付金の支給を受けようとする対象幼児の保護者は、草津市地域における小学校就学前の子ども

を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書（別記様式第4号）に関係書類を添えて、市長が別表第2に定める日までに、市長に提出しなければならない。

2 対象施設等は、市長が別表第3に定める日までに、月ごとの在籍名簿（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（支給決定等）

第10条 市長は、前条に規定する支給申請書の提出があったときは、その内容を審査し、給付金を支給することを決定したときは、草津市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定兼支払通知書（別記様式第6号）により、支給しないことを決定したときは草津市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請却下通知書（別記様式第7号）により、対象幼児の保護者に通知するものとする。

（支給の方法）

第11条 給付金は、対象幼児の保護者から指定された金融機関の口座へ、草津市から直接振り込むことにより支給するものとする。

（支給決定の取消し）

第12条 市長は、対象幼児の保護者または対象施設等が偽りその他不正な手段により、対象幼児の保護者が給付金の支給決定を受けたと認めるときは、支給決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、草津市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定取消通知書（別記様式第8号）により対象幼児の保護者に通知する。

（給付金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により給付金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る給付金が既に支給されているときは、対象幼児の保護者に対し、当該給付金の全部または一部の返還を求めることができる。

2 前項の規定による給付金の返還に係る違約加算金および延滞金の取扱いについては、市長が別に定めるものとする。

（関係書類の整備）

第14条 対象施設等は、本事業に係る帳簿および関係書類を整備するとともに、本事業の完了した日の属

する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（給付金に関する報告等）

第15条 市長は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、給付金の支給決定を受けた対象幼児の保護者または代理人に対し報告を求め、または調査することができる。

（指導・監査）

第16条 市長は、対象施設等に基準を遵守させるとともに、適正な給付金の支給を実施する観点から、少なくともおおむね1年に1回は、対象施設等に対して本要綱に定める内容等を周知徹底させるために、集団指導を実施する。

2 市長は、特に必要と認める場合、実地により個別に指導または施設等の監査を行うことができる。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年2月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表第1（第2条第1号関係）

対象施設等の決定基準

項目	基準の内容
1. 集団活動に従事する者の数	集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳未満の幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。 ただし、施設等につき2人を下回ってはならないこと。
2. 集団活動に従事する者の資格	集団活動に従事する者のおおむね3分の1（集団活動に従事する者が2人の施設等にあつては、1人）以上は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する普通免許状をいう。）を有する者、保育士もしくは看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者または都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市もしくは同法第252条の22第1項の中核市または児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の4第1項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する

	る研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了したもの（1日の利用幼児の数が5人以下の施設等に限る。）であること。
3. 設備（有する場合）	(1) 集団活動を行う部屋（以下「集団活動室」という。）のほか、調理室（給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備。）および便所（手洗設備を含む。）があること。 (2) 集団活動室の面積は、おおむね幼児一人当たり1.65㎡以上であること。 (3) 必要な遊具、用具等を備えること。
4. 非常災害に対する措置	[建物がある場合] (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。 (2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。 (3) 集団活動室を2階に置く場合には建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物または同条第9号の3に規定する準耐火建築物、3階以上に置く場合には耐火建築物とすること。なお、集団活動室を2階に設ける建物が耐火建築物または準耐火建築物ではない場合においては、(1)に規定する設備の設置および(2)に規定する訓練に特に留意すること。 [建物が無い場合] 活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策をとること。
5. 集団活動の内容	(1) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状態を把握し、活動内容を工夫すること。 (2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。
6. 給食（提供する場合）	幼児の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とし、あらかじめ作成した献立に従って調理すること。

7. 健康管理・安全確保	幼児の健康観察等を通じて日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な安全管理を行うこと。
8. 利用者への情報提供	活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行うこと。
9. 職員・幼児の帳簿の整備	職員および利用幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておくこと。
10. 会計処理	(1) 財政および経営の状況について真実な内容を表示すること。 (2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。 (3) 財政および経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。 (4) 採用する会計処理の原則および手続ならびに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

別表第2（第9条第1項関係）

支給申請書の提出期限

利用料の期間	支給申請書の提出期限
4月～3月分	4月1日から3月31日まで

別表第3（第9条第2項関係）

月ごとの在籍名簿の提出期限

幼児の在籍期間	在籍名簿の提出期限
4月～3月分	4月1日から3月31日まで

別記

様式第1号（第3条関係）

申請日 年 月 日

**草津市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業
対象施設等基準適合審査申請書**

(宛先) 草津市長

申請者所在地
氏名（またはは名称）
代表者氏名

草津市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第3条の規定に基づき対象施設等の基準適合審査を受けたいので、以下のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 設置者・施設等

設置主体	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 国立大学法人 <input type="checkbox"/> 公立大学法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> その他法人 <input type="checkbox"/> 法人以外 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 任意団体
設置者名	
設置者の所在地等	〒 - - TEL: - - メールアドレス:
代表者名	氏名: 職名:
施設等の種類	<input type="checkbox"/> 児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出対象施設 (うち、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) (うち、企業主導型保育事業による運営費助成(予定)の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 上記以外の施設
施設等の名称	
施設等の所在地等	〒 - - TEL: - - メールアドレス:
施設等の管理者名	氏名: 職名:
事業開始年月日	年 月 日

2. 運営に関する事項

(1) 開園（開校）曜日（開園・開校している曜日全てにレ点を記入）

日曜日 月曜日 火曜日 水曜日 木曜日 金曜日 土曜日

※ 施設が満3歳以上の小学校就学前の全ての幼児を対象として提供している標準的な開所時間を記載すること。((2)、(3)も同様)

(2) 開園（開校）期間

週 / 年間

(3) 開園（開校）時間 ※24 時間表示で記入

曜日	開園・開校時間
平日	～
土曜日	～
日曜日	～

(4) 利用定員と現員（ 年 月 日時点）※1

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児 (※3)	4歳児	5歳児	6歳児 (就学前)	合計	
定員(※2)										
現員	市									(A)に対する (B)の割合
	市									
	市									
現員 計(A)										B/A(※5)
無償化対象 現員のうち	市									
	市									
	市									
無償化対象計(B) ※4										

※1 申請日が属する年度の前年度5月1日時点。 3歳以上の現員（おおむね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用する幼児のみ）については、付表で内訳を提出。

※2 定員について特に定めが無い場合、施設・設備や職員配置を考慮して同時に利用可能な人数を記入。

※3 満3歳児の定員・現員数は、「3歳児」欄に記入。

※4 3歳以上の現員のうち、子育てのための施設等利用給付を受給している子供の人数を記載。

※5 本欄の数値が おおむね50%を上回る施設は対象施設等とはならないことに留意。

(5) 利用料金等

		利用料（保育料） ※			
		年額	月額	半期	その他
3歳児	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
4歳児	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
5歳児	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
利用料（保育料）以外の料金 ※年額で記入		総額	入園料	教材費	給食費
			行事費	通園送迎費	()

※ 過去3年度分の保育料が直近の年度と同額の場合は、直近の年度欄のみ記載。

(8) 非常災害に対する措置

非常災害に対する計画	有 (消防計画： 年 月 日届出、その他の計画 (内規等))		無
防災 (避難・消火等) 訓練	実施 (実施回数 回/年)		未実施
集団活動室が2階にある	耐火建築物または準耐火建築物	適	不適
集団活動室が3階以上にある	耐火建築物	適	不適
建物が無い場合の非常災害に対する対策	有	(※具体的な対策の内容を記載)	
			無

(9) 健康管理・安全確保

登・降園時の健康観察	実施 (実施内容を簡潔に記載)		未実施
健康診断 (幼児)	実施 (回/年) ※他機関で実施したもの、診断書の提出も実施に含める。		未実施
健康診断 (職員)	実施 (回/年) ※他機関で実施したもの、診断書の提出も実施に含める。		未実施
常備している医薬品等	有 (主な医薬品等の種類を記載 例.消毒液、絆創膏等)		無
安全管理マニュアル	作成		未作成
保険加入	加入	保険の種類	賠償責任保険 ・ 傷害保険 ・ その他 ()
	未加入	補償の内容	

(添付書類)

有資格者等について、その資格等が確認できる免許状や登録証の写し等
 保育士等の職員の勤務体制が分かる勤務割表等
 施設の平面図 (消火器は○印、消火栓は「栓」の字、非常口は「非」を平面図上に記入。)
 利用案内、パンフレットの類 (利用料がわかるものは当該年度分とは別に過去3カ年分が必要。)
 年間の活動計画、幼児の健康管理・安全管理等が分かる書類、保険会社との契約書類の写し
 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写しまたは基準への適合(見込み)状況を説明する書類

付表

対象施設等基準適合審査申請書 付表（現員の内訳書）

（ 年 月 日時点）

NO. ※1	幼児の 在住市町村	3歳以上の児童 ※3			氏名	フリガナ	生年月日	保護者		無償化対象 の有無 ※4		
		児童クラス ※2						氏名	フリガナ	住所	対象	対象外
		3歳	4歳	5歳								
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
32												
33												
34												
35												
36												
37												
38												
39												
40												
41												
42												
43												
44												
45												
46												
47												
48												
49												
50												
小 計	市計											
	市計											
	市計											
合計												

※1 内訳書の項は、「幼児の在住市町村」毎に、児童クラス毎の幼児名（カナ）の五十音順に記入してください。

※2 「児童クラス」欄は、該当するクラスに○印を記入してください。

※3 対象施設等に おむつ、1日4時間以上8時間未満、25日以上、年間39日以上利用する幼児のみ記載すること。

※4 「無償化対象の有無」欄は、幼児の保護者が子育てのための施設等利用給付を受給している場合は「対象」欄に○、受給していない場合は「対象外」欄に○を記入してください。

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

**草津市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の
利用支援事業対象施設等決定通知書**

年 月 日付で申請がありました草津市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査について、次のとおり対象施設等として決定しましたので、草津市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第4条の規定に基づき通知します。

設置者名	
設置者の住所	
代表者名	
施設等の名称	
決定年月日	
対象幼児の月額基準額	月額 円/幼児1人
備考	

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

**草津市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の
利用支援事業基準適合審査申請却下通知書**

年 月 日付で申請がありました草津市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査について、次の理由により申請却下となりましたので、草津市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第4条の規定に基づき通知します。

設置者名	
設置者の住所	
代表者名	
施設等の名称	
却下年月日	
却下の理由	
備考	

様式第4号(第9条第1項関係)

申請日 年 月 日

草津市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業 支給申請書

(宛先) 草津市長

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 決定にあたって必要な範囲内で、申請者の幼児が通園する施設等が有する学齢簿の類、徴収金台帳等を草津市が閲覧および調査すること。
2. 申請内容や同意して得た情報を給付金受給資格審査、給付金額の算定、その他の附帯業務のために草津市が利用すること。
3. 要綱に規定する内容を遵守すること。

以上のことに同意し、以下のとおり申請します。

1. 申請者について記入してください。

申請者	ふりがな		申請 幼児 との 続柄	1父 2母 3その他()	現住所	〒	—
	氏名			注) 該当番号を○で囲い、その他の場合は○内も記載して下さい。			
	連絡先 ※1 (電話番号)		<input type="checkbox"/> 父携帯 <input type="checkbox"/> 母携帯 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 父携帯 <input type="checkbox"/> 母携帯 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他()			

※1 連絡先(電話番号)欄は、確実に連絡がとれる順に記入してください。



2. 申請幼児について記入してください。

申請 幼児 ※2	ふりがな		現住所	〒	—
	氏名			申請者と異なる場合のみ記載	
	生年月日	年 月 日			

※2 対象となる幼児が複数いる場合は、幼児ごとに作成してください。

3. 利用した施設等を記入してください。

ふりがな		所在地	〒	—
施設・事業名			電話:	
契約している利用料※3	<input type="checkbox"/> 月額 円 <input type="checkbox"/> 日額 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円			

※3 該当箇所にはレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定(十円未満端数切捨て)し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

4. 支給申請額を記入してください。

支給申請額		金 円 (年 月 ~ 年 月分)						
対象月	対象施設等に支払った月額利用料(a)※4 ※5	月額基準額 (b) ※6	請求額 (aとbを比較して小さい方(c))	対象月	対象施設等に支払った月額利用料(a)※4 ※5	月額基準額 (b) ※6	請求額 (aとbを比較して小さい方(c))	支給申請額 左記cの合計
4月				10月				円
5月				11月				
6月				12月				
7月				1月				
8月				2月				
9月				3月				

※4 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類(領収証等)を添付してください。
 ※5 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定(十円未満端数切捨て)して下さい。
 ※6 月額基準額は、草津市からの支給申請依頼で記載があった額を記載してください。

5. 給付金の振込先を記入してください。(※7、※8)

【ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合】

金融機関名	預金種目	□普通 □当座					
銀行・信用金庫 農協・信用組合	支店 出張所	口座番号					
		口座名義(カタカナ)					

【ゆうちょ銀行の場合】

金融機関名	預金種目	□普通 □当座					
ゆうちょ銀行	記号						
	番号						
	口座名義(カタカナ)						

※7 通帳の写し等、口座情報が確認できる書類を添付してください。

※8 申請者と口座名義が異なる振込先(対象施設等は不可。)を指定する場合は、必ず下記の委任状に記載してください。

委任状

年 月 日

草津市長 あて

保護者(申請者)

住所 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

氏名 _____ 印

私の給付金の債権受領に関する一切の権限を下記の者に委任します。

代理人(給付金の振込先の口座名義人の方)

住所 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

氏名 _____ 印

※委任状とあわせて、申請者の本人確認書類(写し)と代理人(名義人)の本人確認書類を持参してください。

※委任状は申請者にて記入してください。

※訂正がある場合、申請者の印鑑を押印の上、訂正してください。

様式第5号(第9条第2項関係)

月ごとの在籍名簿

※ 名簿の順は、歳児クラス毎に幼児名(カナ)の五十音順に記入してください。

施設等名 _____

No. (※)	歳児クラス			幼児 生年月日	幼児の在籍状況													
	3歳	4歳	5歳		カナ	氏名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		
31																		
32																		
33																		
34																		
35																		
36																		
37																		
38																		
39																		
40																		

- 1) 「歳児クラス」欄は、該当するクラスに○印を記入してください。
- 2) 「幼児の在籍状況」欄は、幼児が月初に在籍した場合に、○印を記入してください。
- 3) 上記には、対象施設等におおむね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用する幼児のみ記載すること。

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

**草津市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の
利用支援事業支給決定兼支払通知書**

年 月 日付けで申請がありました草津市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の支給について、次のとおり給付金を支給することを草津市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第10条の規定に基づき通知します。

申請者(保護者)の氏名			
申請者(保護者)の住所			
申請幼児の氏名 および生年月日	年 月 日生		
支給額	金 円	支給対象月	
支払予定日	年 月 日		
備考			

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

**草津市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の
利用支援事業支給申請却下通知書**

年 月 日付けで申請がありました草津市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の支給について、次の理由により申請却下となりましたので、草津市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第10条の規定に基づき通知します。

申請者(保護者)の氏名			
申請者(保護者)の住所			
申請幼児の氏名 および生年月日	年 月 日生		
却下年月日	年 月 日		
却下の理由			
備考			

様式第8号（第12条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

**草津市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の
利用支援事業支給決定取消通知書**

年 月 日付けで決定した草津市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の支給について、次の理由により取り消しましたので、草津市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第12条第2項の規定に基づき通知します。

申請者(保護者)の氏名			
申請者(保護者)の住所			
申請幼児の氏名 および生年月日	年 月 日生		
取消年月日	年 月 日		
取消の理由			
備考			

(令和4年2月21日揭示済み)

草津市告示第41号

令和3年度草津市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金））支給事務実施要綱を次のとおり制定する。

令和4年2月28日

草津市長 橋川 渉

令和3年度草津市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金））支給事務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」（令和4年2月7日付け府政経連第23号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知）の別紙に定める「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領」に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として実施する、令和3年度の子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金））に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯等臨時特別支援事業（支援給付金）（以下「支援給付金」という。）前条の目的を達するために、草津市（以下「市」という。）によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 別表第1に掲げる支援給付金が支給される者をいう。
- (3) 対象児童 別表第2に掲げる者をいう。（支援給付金の支給等）

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、支援給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する支援給付金の金額は、対象児童一人につき100千円とする。ただし、支給対象者からの申請に基づき、子育て世帯への臨時特別給付（一括給付金、先行給付金、追加給付金またはクーポン給付）（以下「子育て特別給付金」という。）の受給者から当該給付に相当する額の金銭等を受け取っていた場合および別表第2の対象児童のために当該受給者が当該給付に相当する額の金銭等を費消していた場合においては、その額を控除した額とする。

(申請受付開始日および申請期限等)

第4条 支援給付金の支給を受けようとする者は、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)申請書(別記様式第1号。以下「支援給付金申請書」という。)を提出しなければならない。

2 前項の規定による支援給付金申請書の申請受付開始日は、令和4年2月28日とする。

3 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和4年4月28日までとする。

4 申請者による申請およびこれに基づく市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、第1号および第2号に掲げる方式による支給が著しく困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が支援給付金申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が支援給付金申請書を市の窓口提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、または市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

5 市長は、前項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、または提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第5条 代理により前条第1項の規定による申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(支給対象者に対する支給の決定)

第6条 市長は、第4条第1項の規定による申請を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、支給対象者に対し、支援給付金を支給する。

(支援給付金の支給等に関する周知)

第7条 市長は、支援給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者および対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請を要する支給対象者から第4条第3

項の申請期限までに申請が行われなかった場合、当該支給対象者が支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第6条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和4年5月20日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(一括給付金の不支給)

第9条 市長は、支援給付金を支給した場合には、同一の対象児童に係る子育て特別給付金は支給しない。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、支援給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者または偽りその他不正の手段により支援給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った支援給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第11条 支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年2月28日から施行する。
(令和3年度草津市子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)支給事務実施要綱の一部改正)

2 令和3年度草津市子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)支給事務実施要綱(令和3年草津市告示第326号)の一部を次のように改正する。

題名中「子育て世帯への臨時特別給付」の右に「(一括給付金)」を加える。

第1条中「(令和3年11月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括官(経済財政運営担当)通知)および「子育て世帯への臨時特別給付(5万円相当のクーポン給付)」に係るQ&A(暫定版)について(令和3年12月15日付け事務連絡内閣府令和3年経済対策世帯給付金等事業担当室通知)」を「(「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」令和4年2月7日付け府政

経運第23号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知）」に改める。

第2条第1号中「子育て世帯等臨時特別支援事業」の右に「（子育て世帯への臨時特別給付（一括給付金））」を加える。

第3条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、同一の対象児童について子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金））が支給されている場合は、子育て特別給付金を支給しない。

別表第1（第2条第2号関係）

支給対象者

1 支援給付金は、次のアまたはイに掲げる者、かつ、子育て特別給付金の受給者の配偶者であった者のうち離婚等をした者その他これらに準ずる者に、別途、支援給付金を支給する。ただし、当該受給者から当該給付に相当する額の金銭等を受け取っていた場合および別表第2の対象児童のために当該受給者が当該給付に相当する額の金銭等を費消していた場合を除く。

ア 令和3年9月分の児童手当（児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による児童手当をいう。）の受給者（法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。）でなかったが令和4年3月分の児童手当の受給者（令和4年2月28日までに申請があった場合は、令和3年9月1日から申請時までの間に児童手当の受給者変更手続を完了し、申請時点において児童手当の受給者である者）になった者

イ 令和3年9月30日において高校生（平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた児童。以下同じ。）等を養育していなかったが令和4年2月28日時点（令和4年2月28日までに申請があった場合は申請時）において高校生等を養育している者（所得額が児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条に規定する額未満の者に限る。）

2 1の規定にかかわらず、支援給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して支援給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

<p>① 受給者等が死亡した場合（この2の規定により支援給付金を支給される者が、当該者に対して支援給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月の当該者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）に係る児童手当の支給を受ける者または左欄に掲げる者の死亡した日以後に高校生等を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
<p>② 支援給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者と生計を別にしている当該受給者の配偶者（現に第2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が受給者に対して支援給付金を支給する市町村に到達した場合またはこれに準ずる手続を行った場合</p>	<p>左欄に掲げる当該者の配偶者</p>

別表第2（第2条第3号関係）

対象児童

支給対象者に支給される支援給付金の対象児童（支援給付金の支給の算定の基礎となる児童をいう。）は、次のア、イに掲げる者その他これらに準ずる者とする。

ア 支給対象者に支給される令和4年3月分の児童手当に係る児童（令和4年2月28日までに申請があった場合は、令和3年9月1日から申請時までの間に児童手当の受給者変更手続を完了し、申請時点において児童手当の受給者である者に係る児童）

イ 令和4年2月28日時点（令和4年2月28日ま

でに申請があった場合は申請時)において支給
対象者に養育される高校生等

別記
様式第1号(第4条関係)

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)申請書



支給市区町村(※申請時点の住民票所在市区町村)
草津 市長宛

記入日	年	月	日
-----	---	---	---

【誓約・同意事項】

- (1) 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- (2) 他の市区町村から、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の支給を受けていません。
- (3) 子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (4) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (5) この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (6) 市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (7) 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)を返還します。

1. 申請者

(フリガナ) 氏名	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
	年 月 日	電話 ()
申請者の令和3年1月1日時点の住所(住民票所在地)	申請者の前住所	(対象児童に中学生以下の児童がいる場合は令和3年8月31日時点、その他の場合は令和3年9月30日時点の住民票所在地)
※現住所と同じ場合は記入不要		※現住所と同じ場合は記入不要

※令和3年1月1日時点で草津市外にお住まいの場合、課税証明書の提出を依頼することがあります。

2. (元)配偶者(給付金の受給者または支給対象者)

(フリガナ) 氏名	生年月日	(元)配偶者の住所
	年 月 日	(対象児童に中学生以下の児童がいる場合は令和3年8月31日時点、その他の場合は令和3年9月30日時点の住民票所在地)
		※詳細が不明である場合は、市区町村名等わかる範囲で記入してください。

3. 対象児童(申請時点で養育している児童) ※平成15年4月2日から令和4年3月31日までに出生した児童

No.	(フリガナ) 氏名	生年月日	平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童(高校生)に○をつけてください	住所(別居の場合のみ記入)
1		年 月 日		
2		年 月 日		
3		年 月 日		

4. 確認事項

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付をすでに受給した者から、当該給付相当額を受け取っているか(以下「受領」という。)、または給付相当額が受給者によって3. の対象児童のために費消(以下「費消」という。)されているか、を確認します。以下のいずれか該当する欄にチェック(☑)してください。

- (1) 給付相当額を受領しておらず、費消されたことも承知していない。
- (2) 給付相当額の一部または全部を受領している、または費消されている。

→ 受領した額・費消された額をわかる範囲で記入してください。

総額	円
----	---

5. 申請額・請求額

①対象児童数(上記3. の人数)	人
②控除額(上記4. (2)で記入した額) ※上記4. (1)にチェックした場合は記入不要	円
③申請額・請求額(=①×10万円-②)	円

※ 例えば、①対象児童数が2人、②控除額が5万円の場合は、③は15万円となる(=2人×10万円-5万円)

(裏面も確認してください。)

※①公務員の方、②中学校修了後の児童のみ養育している方、③児童扶養手当(ひとり親)の認定を受けていない方のみ記入してください。

6. 受取方法 ※児童手当・児童扶養手当を受給している方は、指定口座へ振り込みます。(両方受給されている場合、児童手当の指定口座を優先します。)

下記の金融機関口座(原則、1.の申請者の口座とします。)への振込みを希望します。(※振込先金融機関口座確認書類を添付してください)

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義 (1.申請者)名義に限る。カナ(またはアルファベット) ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関番号	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	店番号	本・支店 本・支店 出張所	1普通	
	5.農協 6.漁協 7.稲漁連		2当座		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)を御記入ください。

※長期入出金のない口座を記入しないで下さい。

※なお、口座開設ができない等、振込口座を指定していない方は右のチェック欄に○の記入をお願いします。

○ 口座を持っていないため、市窓口での現金による支給を希望します。

チェック欄

5. 提出書類

□ 『令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)申請書』(本書)

※必要事項を御記入ください。

□ 『申請者の本人確認書類の写し』

※顔写真付きのもの(運転免許証、マイナンバーカード(表面)等)は1点、顔写真のないもの(健康保険証、年金手帳等)は2点添付してください。

<以下は、児童手当または児童扶養手当の認定を受けている場合は不要です。>

□ 『受取口座を確認できる書類の写し』

※通帳やキャッシュカードの写しなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写しを御用意ください。

□ 『令和4年2月28日(それ以前に申請する場合は申請日時点)までに離婚等したことがわかる書類』

※離婚届受理証明書、離婚届記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍抄本など。

※離婚協議中の場合は、令和4年2月28日時点(それ以前に申請する場合は申請日時点)で協議中であることがわかる書類(公的機関から発行された書類または弁護士等、第三者により作成された書類)を添付してください。

申請者の本人確認書類 (必須)

顔写真付きのもの(運転免許証、マイナンバーカード(表面)等)は1点、顔写真のないもの(健康保険証、年金手帳等)は2点

紛失防止のため、こちらにのり付けしてください。

**振込先金融機関口座確認書類
(児童手当・児童扶養手当を受給していない方のみ)**

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

(通帳をコピーいただく場合、表紙ではなく、見開きの1ページ目をコピーしてください。)

紛失防止のため、こちらにのり付けしてください。

草津市告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和4年3月1日から令和4年3月16日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月1日

草津市長 橋川 渉

道路の種類 市道

路線名 1311大路野村線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市野村三丁目字天役58番3から	変更前	7.3~8.1	13.4	
草津市野村三丁目字天役58番3まで	変更後	15.1~15.3	13.4	

(令和4年3月1日揭示済み)

草津市告示第43号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月1日から令和4年3月16日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月1日

草津市長 橋川 渉

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	供用開始日	備考
1311 大路野村線	草津市野村三丁目字天役58番3から 草津市野村三丁目字天役58番3まで	令和4年3月1日	

(令和4年3月1日揭示済み)

草津市告示第44号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年3月1日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

- (1) 市・県民税督促状 1件
 - (2) 固定資産税・都市計画税督促状 26件
 - (3) 国民健康保険税督促状 42件
- 計69件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり

3 上記の書類については、令和4年3月8日に送達があったものとみなす。

督促状公示送達者名簿

件数	氏名	住所	市・県民税	固定資産税・都市計画税	国民健康保険税
1	LE MINH TUAN	草津市南笠東三丁目23番45-201号 エースマンション	令和3年度第3期		
1	大成開発 株式会社	大阪市北区西扇町17番地		令和3年度第3期	
2	山本 武	東京都豊島区西池袋5丁目1546番地		令和3年度第3期	
3	井上 良信	東京都武蔵村山市岸2丁目7番9号 コーポ福井105号		令和3年度第3期	
4	株式会社 SION	群馬県桐生市川内町3丁目128-1		令和3年度第3期	
5	池田 千鶴	大津市皇子が丘二丁目10番25-3704号		令和3年度第3期	
6	株式会社 丸商	大津市真野二丁目27番1号		令和3年度第3期	
7	山本 清子	大津市本宮二丁目6番22号 大津老人ホーム		令和3年度第3期	
8	有限会社 スイス・ライブ社	栗東市小柿二丁目10番26号		令和3年度第3期	
9	株式会社 セイサク地所	近江八幡市安土町上壘浦1062番地9		令和3年度第3期	
10	山元 千太郎	草津市下笠町		令和3年度第3期	
11	井上 辰之助	草津市下笠町		令和3年度第3期	
12	若林 多一郎	草津市大路一丁目18番26号		令和3年度第3期	
13	辻井 靖子	草津市大路一丁目7番1-2108号 TOWER・111		令和3年度第3期	
14	川口 留吉	草津市大路三丁目3番47号		令和3年度第3期	
15	有限会社 東海住建	草津市大路二丁目1番41号		令和3年度第3期	
16	株式会社 アースディ	草津市馬場町207番地78		令和3年度第3期	
17	山本 初太郎	草津市南笠町1443番地1		令和3年度第3期	
18	有限会社 草津丸三住宅	草津市野路一丁目14番38-1002号		令和3年度第3期	
19	ビワコ石油 株式会社	草津市北山田町93番地1		令和3年度第3期	
20	須藤 富司夫	草津市矢橋町1524番地14		令和3年度第3期	
21	株式会社 セコウ	大阪市北区天神橋2丁目5番25号 若杉グランドビル九階		令和3年度第3期	
22	米都開発 株式会社	大阪市北区末広町17番地		令和3年度第3期	
23	長日 光	大阪市西区九条南4丁目15番6号		令和3年度第3期	
24	株式会社 松岳	京都市下京区西七条掛越町12番地 しんたにビル2階		令和3年度第3期	
25	久保田 喜三郎	京都市伏見区向島中島町78番地の15		令和3年度第3期	
26	小林 雅幸	兵庫県西宮市中殿町2番1-808号		令和3年度第3期	
1	池田 千鶴	大津市皇子が丘二丁目10番25-3704号			令和3年度第7期
2	田川 良平	草津市川原三丁目1番35-201号 ジャンポールI			令和3年度第7期
3	小林 武史	草津市平井一丁目5番23-105号 草津前川ハイイツ			令和3年度第7期
4	川上 基	草津市野村一丁目19番11-103号 北川マイルーム88			令和3年度第7期
5	中川 義浩	草津市上笠四丁目3番29号 センチュリーハイイツ木村 1404号			令和3年度第7期
6	林 佳鼓	草津市東草津一丁目7番55-102号 バルモ			令和3年度第7期
7	駒井 景子	草津市東草津二丁目9番33-403号 プリムヴェール			令和3年度第7期
8	井之口 武	草津市西草津一丁目8番49号			令和3年度第7期
9	山戸 勝二	草津市青地町213番地1-206 ディアコート吉地II			令和3年度第7期
10	LIANG HAOWEN 梁 浩文	草津市青地町270番地3 サンクリエート・ハヤシ宅建館 1709			令和3年度第7期
11	道分 昭	草津市山寺町1166番地1-5016 ダイキン山寺社宅			令和3年度第7期
12	飯内 裕子	草津市道分三丁目23番8号			令和3年度随時期
13	飯内 裕子	草津市道分三丁目23番8号			令和3年度随時期
14	村上 安広	草津市道分八丁目16番1-202号 ハイイツクナガ			令和3年度第7期
15	井手口 芳弘	草津市道分南三丁目2番36号			令和3年度第7期
16	齊藤 良郎	草津市木川町864番地 レジデンス草津 204号			令和3年度第7期
17	松浦 一信	草津市木川町909番地 木川団地 25棟2号			令和3年度第7期
18	坂本 昭	草津市木川町952番地28			令和3年度第7期
19	岡宮 匠	草津市矢倉一丁目7番3-603号 リヴィエール・ベルジュ			令和3年度第7期
20	LEE CHAEYOON	草津市野路東五丁目25番20-405号 マリーベル南草津			令和3年度第7期
21	鈴木 俊広	草津市野路東五丁目25番22-203号 マリーベルハイイツA棟			令和3年度第7期
22	平尾 忠孝	草津市野路東五丁目25番22-206号 マリーベルハイイツA棟			令和3年度第7期
23	ZHANG QIDI 張 启迪	草津市野路東五丁目26番44-305号 マリーベルハイイツD棟			令和3年度第3期
24	ZHANG QIDI 張 启迪	草津市野路東五丁目26番44-305号 マリーベルハイイツD棟			令和3年度第7期
25	LI HUAJING	草津市野路東四丁目13番8-107号 アンビエンテ			令和3年度第7期
26	WANG JIELEI 王 潔潔	草津市野路九丁目10番1-204号 ハイイツ玉川IV			令和3年度第7期
27	樋口 貴雄	草津市野路九丁目10番1-405号 ハイイツ玉川IV			令和3年度第7期
28	高木 鎮男	草津市野路九丁目14番1-303号 ALTA南草津ビュー			令和3年度第7期
29	斎藤 剛	草津市野路九丁目14番1-401号 ALTA南草津ビュー			令和3年度第7期
30	ZHANG XURONG	草津市野路八丁目21番12-412号 グランデ・ラーゴHOE I			令和3年度第5期
31	ZHANG XURONG	草津市野路八丁目21番12-412号 グランデ・ラーゴHOE I			令和3年度第6期
32	ZHANG XURONG	草津市野路八丁目21番12-412号 グランデ・ラーゴHOE I			令和3年度第7期
33	渡辺 高文	草津市野路八丁目21番5-207号 PALACIO・KI			令和3年度第7期
34	古川 豊	草津市野路六丁目14番16-102号 ブラザダイエー草津			令和3年度第7期
35	井上 健	草津市橋岡町27番地1-201 ベルエポック			令和3年度第7期
36	平野 誠士	草津市橋岡町3番地14			令和3年度第7期
37	浅野 成人	草津市矢橋町105番地1-523 カーサ・ソラツツオ			令和3年度第7期
38	山西 美穂	草津市南笠東三丁目16番10号			令和3年度第7期
39	斎藤 一	草津市南笠東三丁目22番15-1号			令和3年度第7期
40	NGUYEN THI MINH HUYNH	草津市笠山三丁目1番18-201号 シティハイム梨園			令和3年度第7期
41	福田 恭太郎	草津市笠山四丁目11番11-1401号 ビュア・ドミトリー シミ			令和3年度第7期
42	CHO KEUN HEE	草津市野路東六丁目5番15-506号 GROOVE南草津II			令和3年度第7期

(令和4年3月1日揭示済み)

草津市告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第2項の規定により、指定納付受託者を指定したので、草津市会計規則（平成6年草津市規則第12号）第20条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月1日

草津市長 橋川 渉

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
 名称 株式会社エフレジ
 所在地 大阪府大阪市北区大深町4番20号グランフロント大阪タワーA
- 2 納入義務者から委託を受ける歳入
 草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号）別表に規定する諸証明の交付に係る手数料（インターネットによる交付の申請および手数料の納付がなされるものに限る。）
- 3 指定期間
 令和4年3月1日から令和4年3月31日まで

（令和4年3月1日揭示済み）

草津市告示第46号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託するので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和4年3月1日

草津市長 橋川 渉

委託事務内容	受託者および住所	委託期間
草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号）別表に規定する諸証明の交付に係る手数料の収納事務（インターネットによる交付の申請および手数料の納付がなされるものに限る。）	【受託者】 株式会社エフレジ 【住所】 大阪府大阪市北区大深町4番20号グランフロント大阪タワーA	令和4年3月1日から令和4年3月31日まで

（令和4年3月1日揭示済み）

草津市告示第47号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年3月1日

草津市長 橋川 渉

- 1 送達すべき書類
 令和3年度 第8期介護保険料督促状
- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所
 別紙のとおり
- 3 上記の書類については、令和4年3月8日に送達があったものとみなす。

令和3年度第8期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	楠 芳樹	草津市野路東三丁目3番3-306号レドンダカサ玉川
2	北川 基寛	草津市野村六丁目4番24号 グレースマンションI 6号
3	平尾 忠孝	草津市野路東五丁目25番22-206号 マリーベルハイツA棟
4	山城 エツ子	草津市西渋川一丁目18番1号

(令和4年3月1日揭示済み)

草津市告示第48号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和4年3月1日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
滋賀もりプレストクリニック	草津市野路一丁目13番36号	令和4年2月1日

(令和4年3月1日揭示済み)

公 告

公 告

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和4年2月21日

草津市長 橋川 渉

- 1 縦覧の書類 農用地利用集積計画
- 2 縦覧の期間 令和4年2月21日から
令和4年3月21日まで
- 3 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

(令和4年2月21日揭示済み)

議会規則

草津市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月25日

草津市議会議長 伊吹 達郎

草津市議会規則第1号

草津市議会会議規則の一部を改正する規則

草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第94条」を「第94条の2」に改める。

第94条の次に次の1条を加える。

（オンライン会議システムを活用した会議）

第94条の2 草津市議会委員会条例（昭和31年草津市条例第17号）第15条の2第2項の規定により委員長の許可を得て、同条第1項に規定するオンライン会議システム（以下「オンライン会議システム」という。）により会議に出席した委員は、前条第1項、第96条、第99条、第108条第1項、第119条第2項、第131条第2項および第3項、第137条ならびに第138条第1項の出席委員とする。

2 オンライン会議システムを活用した会議の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第117条第1項中「その」を「会議（オンライン会議システムによる会議を含む。第142条第1項において同じ。）への」に改める。

第118条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員長がオンライン会議システムにより会議に出席した場合における同項の規定の適用については、同項中「委員長席に着き」とあるのは「委員として」と、「委員長席に復さなければならない」とあるのは「委員長として議

事進行を行わなければならない」と、「委員長席に復することができない」とあるのは「委員長として議事進行を行うことができない」とする。

第129条に次のただし書きを加える。

ただし、オンライン会議システムにより会議に出席した委員にあつては、この限りでない。

第131条中「起立または挙手」の右に「（オンライン会議システムを活用した会議にあつては、挙手）」を加え、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、オンライン会議システムを活用した会議において、委員長が挙手者の多少を認定しがたいとき、または委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、電磁的に記録した映像の確認により挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

第132条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、オンライン会議システムを活用した会議においては、投票で表決をとることができない。

第137条中「起立または挙手」の右に「（オンライン会議システムを活用した会議にあつては、挙手）」を加える。

第142条中「必要があると認めるときは、」の右に「会議において」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和4年2月25日揭示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第3号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和4年3月1日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

- 1 期 日 令和4年3月24日(木) 午後1時30分
- 2 場 所 市役所6階 教育委員会室

(令和4年3月1日揭示済み)

選挙管理委員会告示

草選委告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項および第75条第1項ならびに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数ならびに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項および第86条第1項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和4年3月1日現在において、次のとおりである。

令和4年3月1日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏一

50分の1の数	2,212人
6分の1の数	18,428人
3分の1の数	36,856人

(令和4年3月1日揭示済み)

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第3号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和4年3月1日

草津市農業委員会
会長 石田 隆司

- 1 期 日 令和4年3月10日(木) 午後1時30分
- 2 場 所 草津市役所 4階 行政委員会室
- 3 付議案件
 - 1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について(報告)
 - 2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について(報告)

- 3) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 4) 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 5) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

(令和4年3月1日揭示済み)

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第4号

草津市給水装置工事事業者の指定について
 水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者に指定したので、同法第25条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年3月1日

草津市長 橋川 涉

1 指定給水装置工事事業者

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1314	鳥屋尾設備	鳥屋尾英樹	守山市播磨田町1400-3	077-583-0985

2 指定有効期間

令和4年3月1日から令和9年2月28日まで

(令和4年3月1日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第5号

草津市給水装置工事事業者の指定について
 水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者に指定したので、同法第25条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年3月1日

草津市長 橋川 涉

1 指定給水装置工事事業者

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1315	株式会社 TOMIDA	富田 浩充	甲賀市水口町伴中山1341番地	0748-63-3875

2 指定有効期間

令和4年3月1日から令和9年2月28日まで

(令和4年3月1日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第6号

草津市給水装置工事事業者の指定について
 水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者に指定したので、同法第25条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年3月1日

草津市長 橋川 涉

1 指定給水装置工事事業者

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1316	やまもと住建工業	山本 省吾	草津市追分南三丁目11番9号	携帯：090-1904-2378 FAX：077-598-0621

2 指定有効期間

令和4年3月1日から令和9年2月28日まで

(令和4年3月1日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第7号

草津市指定下水道工事店の指定について

次のとおり、草津市指定下水道工事店を指定したので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）第11条第1号の規定により告示する。

令和4年3月1日

草津市長 橋川 渉

1 指定下水道工事店

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1314	鳥屋尾設備	鳥屋尾英樹	守山市播磨田町1400-3	077-583-0985

2 指定有効期間

令和4年3月1日から令和9年2月28日まで

（令和4年3月1日揭示済み）

草津市上下水道事業告示第8号

草津市指定下水道工事店の指定について

次のとおり、草津市指定下水道工事店を指定したので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）第11条第1号の規定により告示する。

令和4年3月1日

草津市長 橋川 渉

1 指定下水道工事店

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1315	株式会社 TOMIDA	富田 浩充	甲賀市水口町伴中山1341番地	0748-63-3875

2 指定有効期間

令和4年3月1日から令和9年2月28日まで

（令和4年3月1日揭示済み）